

## NACCS

### NACCSとは

NACCS (Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System) とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が管理・運営するシステムで、入出港する船舶、航空機及び輸出入される貨物について、税関手続き、港湾手続き、その他関係行政機関に対する手続き及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムです。NACCSで申請可能な港湾関連手続きは図1の通りで、平成26年現在、重要港湾及び開港地方港湾144港湾のうち、114港湾で利用可能となっております。

### NACCSのあゆみ

NACCSのルーツは、昭和53年8月に税関手続きを電子的に処理するために稼働開始した航空貨物通関情報処理システム (Air-NACCS) と、平成3年10月に上記の海上貨物版として稼働開始した海上貨物通関情報処理システム (Sea-NACCS) にあり (両者は平成22年2月に統合)、関係省庁のシステムとの連携を積極的に図ってきました。

平成20年10月には、国土交通省の港湾EDIシステム (港湾手続きを電子的に処理するために平成11年10月に国土交通省が整備し、運営してきたシステム) 及び経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS)

を統合しました。また同時に、農林水産省の輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-network)、動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)、厚生労働省の輸入食品監視支援システム (FAINS) 等の関係省庁のシステムの申請窓口を一元化する府省共通ポータル稼働を開始させ、シングルウィンドウ化 (後述) を図りました。平成25年10月には、府省共通ポータルを廃止し、PQ-network、ANIPAS、FAINSを統合しました。

### NACCSの導入効果

#### —物流の円滑化・迅速化、業務の簡素化・効率化—

船が港に入港する際には、税関、港湾管理者、検疫所など複数の行政機関において、所定の手続きを行う必要があります。従来、これらの手続きにおいて申請者は、行政機関毎に書類を作成して窓口へ提出しており、書類の作成・提出に時間・コストがかかることや、各窓口において重複する項目が多いなどの課題がありました。

NACCSを導入することにより、これらの手続きを、申請者が一回の入力・送信で複数の行政機関に対して同時に行えるようになる (シングルウィンドウ化) ため、行政機関に赴く必要がなくなるとともに、ペーパーレスの処理が可能となり、事務負担の軽減、行政手続きの迅速化が図れます。また、船が港に到着してから貨物が引き取り可能になるまでの時間 (港湾物流のリードタイム) が短縮され、物流の円滑化・迅速化、ひいては我が国経済の国際競争力の強化につながります。

提出先	港長・保安部署等	港湾管理者	検疫所(人)	地方運輸局	税関	入国管理局
手続名	○入港届 ○入出港届	○入港届 ○入出港届	○入港届 (明告書)		○入港届	○入港届
	<b>入港届</b>					
	○出港届	○出港届			○出港届	○出港届
<b>出港届</b>						
	○危険物荷役許可申請 ○危険物荷役運搬申請 ○停泊場所指定願 ○移動許可申請 ○係留施設使用届 ○事前通報 ○船舶保安情報 ○航路通報  ○移動届	○係留施設使用許可申請  ○入港料減免申請 ○入港料還付申請 ○船舶運航動静通知 ○旅客乗降用施設 (渡船橋) 施設使用許可申請 ○荷役機械使用許可申請 ○港湾施設 (荷さばき地・野積場) 使用許可申請 ○船舶給水施設使用許可申請 ○ひき船使用許可申請兼配船希望願 ○港湾施設 (上屋) 使用許可申請 ○船舶廃油処理施設使用許可申請 ○コンテナ用電源使用許可申請	○入港通報 ○検疫通報	○保障契約情報	○乗組員・旅客情報事前報告	○入港通報 (予備審査情報)
<b>入港前統一申請</b>					○不開港出入許可申請 ○とん税等納付申告 ○シフト情報 ○船用品目録 ○積荷目録	

シングルウィンドウにて同時申請が可能な手続き  
   NACCSシステムにおける業務名称

図1 NACCSで申請可能な港湾関連手続